

当金庫キャッシュカードによる ATM利用限度額の引下げについて

平素より 西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび当金庫では、振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカードによる被害から、お客さまの大切なご預金をお守りするために、個人のお客さまのキャッシュカードによるATM等の「1日・1口座あたりのご利用限度額」を、下記のとおり引下げさせていただきました。

悪質な犯罪からお客さまのご預金を守り、安心してお取引いただくための対策であり、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、変更実施日

令和3年1月17日（日）

2、対象となるお客さま

個人・個人事業主のお客さま

3、変更内容

ATMでのキャッシュカードによる1日・1口座あたりのご利用限度額

項目	変更後	変更前
当金庫ATMでの 現金払戻し、お振込、お振替	合計 <u>50万円</u>	合計 <u>100万円</u>
デビットカードのご利用		
提携金融機関ATMでの CD・ATMでの現金払戻し		

4、その他

- (1) ATMの「1日・1口座あたりの利用限度額」の変更につきましては、お届印と本人確認資料をご持参のうえ、当金庫窓口にお申出ください。
- (2) すでにご利用限度額を「100万円以外」に設定されているお客さまは、引き続き、現在のご利用限度額でご利用いただけます。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。